

江府町告示第25号

令和元年6月4日

江府町長 白石 祐治

第3回江府町議会6月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和元年6月10日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

川 上 富 夫

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

上 原 二 郎

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

○応招しなかった議員

な し

第3回江府町議会6月定例会会議録（第1日）

令和元年6月10日（月曜日）

議事日程

令和元年6月10日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成30年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 議案第46号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第47号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第48号 専決処分した事項の承認について（江府町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第49号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第51号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）

日程第16 陳情書の処理について

出席議員（10名）

| | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 森田哲也 | 2番 川端登志一 | 3番 阿部朝親 |
| 4番 川上富夫 | 5番 空場語 | 6番 三好晋也 |
| 7番 三輪英男 | 8番 上原二郎 | 9番 長岡邦一 |
| 10番 川端雄勇 | | |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 下垣吉正

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|----------------|------|
| 町長 | 白石祐治 | 副町長 | 影山久志 |
| 教育長 | 富田敦司 | 総務総括課長 | 池田健一 |
| 住民課長 | 日野尾泰司 | 農林産業課長 | 川上良文 |
| 建設課長 | 小林健治 | 教育課長 | 加藤邦樹 |
| 福祉保健課長 | 生田志保 | 企画財政担当課長 | 松原順二 |
| 商工観光担当課長 | 末次義晃 | 会計管理者 | 藤原靖 |

午前10時00分開会

○議長（川上 富夫君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、令和元年第3回江府町議会6月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたします。傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いをいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川上 富夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、空場語議員、6番、三好晋也議員の兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（川上 富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開催され審議された結果、議会運営委員長からお手元に配付のとおり答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月14日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（川上 富夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。3月議会以降の議員派遣の報告並びに議会活動は、お手元に配付しました議会活動報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書及び、定期監査報告書が議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告していただきます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 6月議会にあたりまして行政報告をさせていただきます。お手元に行政報告という資料が配付されていると思いますけれども、従来ですと逐一報告をしておりましたが、特に補足説明が必要なものがあるもののみ報告をさせていただきます。

1 ページ目でございますけれども消防の欄があります。これはちょっと記載が無いんですが、きのう、第61回の鳥取県西部消防ポンプ操法大会がございまして、第1分団が小型ポンプ、第2分団がポンプ車、いずれも優勝ということで7月7日も県大会に出場ということになりました。議員の皆様のお支えもいただきましてありがとうございます。県大会におきましてもよろしく願いたいと思います。

続きまして、6 ページをお願いいたします。6 ページの1 番下でございます、6 月5日に日野町江府町日南町衛生施設組合の臨時議会が開催されました。そこで、新しい議長、副議長が決まりました。新しい議長は、日野町議会の竹永議員でございます。副議長は、日南町議会から選出された大西議員でございます。以上でございます。

めくっていただきまして、7 ページでございます。中程の所に5月21日というのがございます。第1回江府町小中一貫教育推進検討委員会ということで、検討会が開かれております。これにつきましては、議事録を町のホームページの方に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。そして次回この会議は、6月28日19時30分から防災情報センターの方で開催いたしますので、よろしければ見に来ていただければと思います。

最終9 ページをお願いいたします。5月16日明德学園で講師をさせていただきました。内容について若干触れますと、行財政方針とリンクさせる形で平成の時代の町報の表紙を全部スライドで流しまして、平成の時代を振り返ったというようなお話をさせていただきました。非常に簡単でございますけれども、後は資料の方をお読みいただければと思います。以上で行政報告の方を終わらせていただきます。

○議長（川上 富夫君） ただ今の報告について、ご質問があればお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので次に移ります。日程第3、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 から 日程第5 報告第2号

○議長（川上 富夫君） 日程第4、報告第1号、平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第5、報告第2号、平成30年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書について、以上2件を一括議題といたします。

町長から、報告を願います。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第1号でございます。平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。本報告は、平成30年度において実施予定でありました江府町新庁舎建設工事設計委託業務他15事業、1億5,942万9千円を令和元年度で実施することとしたものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告いたします。

続きまして、報告第2号でございます。平成30年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書についてでございます。本報告は、平成30年度において実施予定でありました、処理場建設改良事業費1,757万3,280円を令和元年度で実施することとしたものでございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告をいたします。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますのでお聞き取りのほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 報告を求めます。

松原財政担当課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼いたします。報告第1号、平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。議案書を1枚おはぐりください。A4の横で事業名それから財源内訳を記載している表を付けております。財源内訳といたしましては、国費3,416万2千円、県費2,725万3千円、地方債7,080万円、その他これにつきましては主に地元負担金ですが、776万9千円となっております。それぞれの事業の財源内訳は、事業名の裏に記載しておりますので詳しくはこちらをご覧くださいと思います。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 次に小林建設課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案書の方をご覧ください。報告第2号、平成30年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。予算の繰り越しにつきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、改良に要する経費の内、年度外に支払い義務が生じた場合、その額を翌年度に繰り越して使用出来となっております。川筋地区農業集落排水を江尾処理区の公共下水道に統合するための川筋地区の処理場改良事業1,757万3,280円の年度内完了が出来なくなり、令和元年度に予算を繰り越すものでございます。内容は、電気機械等の計装設備に伴うものでございます。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 以上詳細説明が終了いたしました。

日程第4、報告第1号から、日程第5、報告第2号まで以上2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみであります。この際質疑があればお受けいたします。

先ず、報告第1号、平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

続いて、報告第2号、平成30年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書について質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

以上、2件の報告は終了いたしました。

日程第6 議案第46号 から 日程第15 議案第55号

○議長（川上 富夫君） 日程第6、議案第46号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）から日程第15、議案第55号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）まで以上、10議案を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第46号から第48号までの3議案につきましては、緊急を要し議会を招集する時間的余裕が無いため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告いたします。

議案第46号でございます。専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）でございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、江府町税条例の所要の改正をいたすものでございます。

議案第47号でございます。専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。本案は、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、江府町国民健康保険税条例の所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第48号でございます。専決処分した事項の承認について（江府町介護保険

条例の一部を改正する条例)でございます。本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料軽減強化を行うこととなったため、江府町介護保険条例の所要の改正をいたしたものでございます。

続きまして、議案第49号でございます。江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定める非常勤特別職の報酬について、公職選挙法の改正に伴い、選挙長等の報酬の改正を行うものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第50号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第1号)でございます。本案は、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4,930万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,230万7千円といたすものでございます。

続きまして、議案第51号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ235万7千円を追加し、予算総額を3億3,728万6千円といたすものでございます。歳出における主な補正の内容は、総務費43万7千円、保険給付費192万円の増額。これは、システム改修に伴う事務費、退職者療養給付費の見込み増によるものです。歳入において、県支出金232万5千円の増。これは、システム改修に係る交付金、退職者医療給付に係る交付金でございます。繰入金3万2千円の増。これは事務費に係る一般会計繰入金でございます。

続きまして、議案第52号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、予算総額を2億3,204万8千円といたすものでございます。歳入における補正は、寄付金10万円の増額。これは、俣野診療所運営に対する寄付金でございます。歳出における主な補正内容は、総務費329万8千円の減額。これは人件費減によるもの、医業費37万8千円、地区診療所費113万2千円の増。これは歯科備品の老朽化による更新、俣野診療所利用者に係る医療機器賃借料でございます。

続きまして、議案第53号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ66万5千円を追加し、予算総額を5億9,475万5千円といたすものでございます。歳出において、総務費69万7千円、保険給付費20万円の増、主な内容は、システム改修に係る

委託料、高額医療介護合算サービス費の増に係るものでございます。地域支援事業費3万2千円の減、これは人事異動等にかかる人件費でございます。歳入において、保険料266万円の減、これは低所得者保険料軽減に係るもので、繰入金332万5千円の増額は、この軽減に係るもの及び事務費に係る一般会計繰入金でございます。

続きまして、議案第54号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険施設特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ167万1千円を追加し、予算総額を5,581万5千円といたすものでございます。補正いたします内容は、あやめの給湯器更新に係る修繕費で、歳入は町債及び一般会計繰入金によるものでございます。

続きまして、議案第55号でございます。令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）でございます。本案は、収益的収支につきましては、下水道事業収益1,056万9千円を増額、また下水道事業費用933万7千円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億5,206万5千円、下水道事業費用2億2,910万7千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、国道181号の改良に伴う施設の移転補償工事の増額、人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。以上、一般会計・特別会計・公営企業会計補正予算6議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。ご審議ご承認いただきますようお願いいたします。なお、議案第46号から第50号まで5議案の内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますが、議案第51号から第55号までの5議案につきましては、主管課長の詳細説明を省略させていただきます。以上よろしく願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 議案第46号から議案第50号まで、順次、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

日野尾住民課長。

○住民課長（日野尾泰司君） 失礼いたします。そうしましたら、議案第46号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）説明をいたします。本案は、地方税法の一部を改正する法律が同年3月29日付で交付されたことに伴い、江府町税条例の一部改正を専決処分し、平成31年度の税制改正に対応するものでございます。そうしますと、議案書を2枚おはぐりください。本案の議案書1ページになります。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でございます。主要な改正としましては、大きく2点ございます。1点目は、個人町民税に関する改正としまして、寄付金税額控除の見直しによる規定整備を行うものでございます。まず、議案書1ページ目条例第34条の7において、特別控除額の措置対象を特例控除対象給付金とす

る規定の整備を行うべく、まず改正前の下線部分においては、法第314条の7第1項とある部分を改正後は、同項に改正、また改正前の方で同項第1号に掲げる寄附金とある部分を改正後では、同条第2項に規定する特別控除対象寄附金と改正するものでございます。続きまして、議案書の3ページ目をご覧ください。3ページ目の中段の所に附則第9条があります。この9条においても条文の中段の下線部分における引用条項について改正を行うとともに、この条文の下から8行目6行目の辺りにあります下線部分、地方団体に対する寄附金とある部分を特例控除対象寄附金と改正するものでございます。これにつきましては、4ページ目の第9条の2がありますが、こちらの条文においても同等の改正を行うものでございます。続きまして、議案書1ページにおかえりください、個人住民税の住宅借入金特別税控除、住宅ローン控除でございますが、この拡充に係る改正としまして、附則第7条3の2におきまして、適用期間を平成41年度とある部分を改正後平成45年度までといたします。その下の部分につきましては、併せて条項の改正をするものでございます。また、議案書2ページにおきましては、住宅借入金等特別税額控除の申告要件の廃止として同条3の2の2において、関係条文の削除を行うものでございます。続きまして、主要な改正の2点目としまして軽自動車税の改正を第1条改正から第3条改正の3段階で改正をするものでございます。第1条改正としましては、議案書の9ページの中段にあります軽自動車税の種別割の税率の特例に係る附則第16条について改正後の本条文を文頭の下線部分の通り、引用条項を新たに挿入します。続いて2行目下に改正後としまして、平成31年度分の軽自動車税の文言を挿入し、軽自動車税のグリーン特例の経年重課を平成31年度に限ったものとするものでございます。併せて同条第2項から議案書10ページの4項までを全文削除し、平成29年度分の経過について削除するものでございます。第2条改正としまして、議案書17ページ以降18ページの附則第16条の第2項から第4項及び19ページから20ページにあります、16条の2から第1項から第3項までの下線部分を挿入し、平成32、33年度分の経過に係る条項を新設します。そして最後に3条改正としまして、議案書21ページにおきまして附則第16条の1の第5項の条項を新たに挿入します。附則としまして、専決処分したのは、平成31年3月31日。施行日は、平成31年4月1日でございます。以上が議案第46号の説明でございます。

続きまして、議案第47号、専決処分した事項の承認について説明をいたします。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、江府町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分し、平成31年度の税制改正に対応するものでございます。1枚おはぐりください。改正の主要内容につきまして説明します。議案の1ページ目になりますが、新旧対照表の右側が

改正前、左側が改正後でございます。まず、条例の第2条第2項及び新旧対照表の中段にあります15条第1項につきまして、課税限度額を現行58万円とある部分を61万円と改正するものでございます。続きまして、減額対象となる所得基準の改正に伴い、1ページの下段にあります15条第1項の2につきまして5割軽減対象の現行27万5千円とある部分を28万円に改正、また、2ページ目の上段の同条第1項3につきまして、2割軽減対象を現行50万円とある部分を51万円と改正するものでございます。附則としまして、専決処分しましたのは、平成31年3月31日、施行日は31年4月1日でございます。以上、議案第47号の説明でございます。

○議長（川上 富夫君） 次説明を求めます。

福祉保健課長、生田君。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第48号、専決処分した事項の承認についてご説明を申し上げます。本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、江府町介護保険条例の一部改正を専決処分し、消費税増税に係る低所得者への軽減強化に対応するものでございます。議案書の1ページ新旧対照表をご覧ください。改正の概要について説明させていただきます。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後です。この第2条第1項は、第1号から9号までで介護保険料9段階の第7期中のそれぞれの額を定めたものですが、右側が改正前におきまして第2項は従前から実施している第1段階の方の軽減です。これを左側の改正後で更に強化するものです。同様に第3項第4項は、新しく9段階のうちの第2段階第3段階の軽減強化を規定いたすものです。附則といたしまして、専決処分日は、平成31年3月31日。平成31年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○議長（川上 富夫君） 次、求めます。

池田総務総括課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第49号についてご説明をいたします。1枚おはぐりください。本案は、公職選挙法の改正に伴いまして、選挙の投開票に関わっていただく特別職の報酬等を町条例を改正するものでございます。右側が改正前、左側が改正後となっております。変更いたします内容は、以下の7区分の報酬額を左の改正後に改正いたすものでございます。日額で100円から200円の増額というふうになっております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 次、求めます。50号補正予算。

松原財政担当課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼します。議案第50号、令和元年度鳥取県日野郡江府

町一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。議案書の1ページ目をご覧ください。いただければと思います。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,930万7千円を追加補正いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,230万7千円とするものでございます。まず、歳入のほうから説明させていただきます。1ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。主なものだけ説明させていただきます。歳入70番、国庫支出金でございます。まず、国庫負担金といたしまして、133万円の補正でございます。こちらにつきましては、介護保険の低所得者保険料負担金といたしまして、国から入ってくるお金でございます。次に、国庫補助金569万円でございます。こちらの方は消費税対策といたしまして、増税対策としましてプレミアム付き商品券交付事業の負担金299万3千円、子ども・子育て支援事業費補助金260万9千円を国から補助金をいただきますので、これも補正でございます。続きまして、75番、県支出金でございます。こちらは、483万4千円の補正でございます。内訳としまして、こちらも先程と同じなんですけども、負担金といたしまして介護保険料軽減分、県分が66万5千円でございます。県補助金といたしましては423万1千円につきましては、こちらは移住定住、お試し住宅の交付金整備事業の負担金としまして250万円、もう一つがワイヤーメッシュの整備費、購入費の負担金としまして、173万1千円併せまして423万1千円の補正でございます。90番の繰入金につきましては、1,279万1千円でございます。こちらは新庁舎建設事業費の設計それから農業集落排水、下水道の移転工事に伴います現行分を費用として繰入金としまして1,279万1千円、新庁舎建設事業基金繰入金として入れております。95番、繰越金でございます。こちらは、1,601万円でございます。100番、諸収入でございます。こちらは、雑入としまして、302万5千円でございます。こちらの内訳は、主には先程説明しましたワイヤーメッシュを地元負担金あるいはこの後説明させていただきます、建設工事の地元負担金といったものでございます。105番、町債、560万の補正でございます。こちらにつきましては起債です。過疎債を充当しております。内訳は町道助沢線の設計委託料でございます。はぐっていただきまして、歳出のほうを説明させていただきます。2ページ目3ページ目をご覧ください。こちら主なもののみ説明させていただきます。総務費でございます、その内総務管理費1,879万2千円の補正でございます。こちらにつきましては、この度の4月の人事異動につきまして人件費が動いております、人件費の補正が1,059万1千円となっております。その他には、新庁舎建設事業に伴います外溝設計の委託料320万、それから記念碑の移転工事として180万、併せまして500万の事業。もう一つが移住定住促進対策事業ということでお試し住宅の整備費の補正ということで301万円の補正になっております。15番

の民生費の説明をさせていただきます。こちらは、マイナス524万5千円でございます。こちらにも主なものが人事異動に伴う人件費の削減でございます。款ごとには減額補正になっておりますが、内訳では老人福祉費、介護保険特別会計の繰り出し金、先程歳入の方で説明させていただきました介護保険料の低所得者の軽減事業のための332万5千円を追加補正させていただいております。それからこちらにも説明させていただきましたプレミアム商品券の交付事業299万3千円、全額国費を充当する事業でございますが、こちらのほうもこの中には含まれておりますが、相殺しましたかのような内訳となっております。続きまして、30番の農林水産業費を説明させていただきます。こちらのほうは、1,226万4千円の増額補正でございます。内訳につきましては、主なものがこちらにも人事異動に伴いまして人件費の補正が847万6千円となっております。それから細かい数字になりますが、市民農園が3カ月分しか当初予算に組んでありませんでしたので、管理費としまして83万4千円を補正しております。それから主なところでは、林業総務費のほうで先程歳入のほうでも説明させていただきましたワイヤーメッシュ、小原のほうをさせていただくための補正ということで251万5千円を補正しております。併せましてこのような額となっております。40番、土木費を説明させていただきます。こちらは2,045万4千円の補正となっております。内訳につきましては、道路維持管理費といたしまして、先程最後のほうで起債を説明させていただきましたが、町道助沢線の設計委託料567万円、それから道路修繕工事請負費といたしまして町道の草刈り等の請負250万、それ以外に町道の補修3カ所ということで400万計上させていただいております。河川費につきましては434万5千円の補正となっております。こちらは2カ所河川維持管理の工事費を挙げております。奥市川、柿原の三谷川を計画しております。続きまして、教育費でございます。教育費につきましては298万9千円の増額補正でございます。こちらにつきましては、主に人件費の補正でございます。こちらにも人件費の232万5千円の増額でございます。その他につきましては、集会所の補修工事ということで32万6千円といったものを計上しております。それで併せましてこのような額となっております。以上簡単ですが、総額4,930万7千円の増額補正、併せまして40億4,230万7千円の補正予算となっております。続きまして、はぐっていただきまして、第2表、地方債補正4ページ目をご覧くださいと思います。こちらは歳入歳出で説明させていただきました、町道助沢線の設計委託料560万円分を過疎債を受けて、過疎債で事業を実施させていただくということになりまして、こちらの方の限度額をご提示させていただくものでございます。520万補正いたしますので過疎債の対策事業費の限度額が2億9,100万円となっております。併せまして、9億3,990万円の限度額とさせていただきます。これ以降の詳細に

つきましては、5 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書に詳しく記載しておりますのでこちらの方をご覧いただければと思います。以上簡単ですが説明させていただきます。

○議長（川上 富夫君） 以上提案理由説明が終了いたしました。

日程第 16 陳情書等の処理について

○議長（川上 富夫君） 続いて、日程第 16、陳情書等の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりであります。

おはかりします。陳情第 3 号、陳情第 5 号、陳情第 6 号の 3 件は、総務経済常任委員会に、陳情第 4 号、陳情第 7 号の 2 件は教育民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって陳情の 5 件は、それぞれ所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって、散会とします。お疲れさまでした。

午前 10 時 43 分散会
